

①観光地の販路拡大・マーケティング強化,②観光産業の収益・生産性向上 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	①観光地の販路拡大・マーケティング強化	応募条件	計画申請主体と補助対象事業者が異なる場合、計画採択後に、補助事業を実施する補助対象事業者を変更することは可能か。	計画採択後、連携して補助事業を実施する補助事業者を変更することはできない。
2	事業全体	①観光地の販路拡大・マーケティング強化	応募条件	地域サイト等を導入する事業において、計画採択後、コンテンツとなる地域内の宿泊プランや体験プラン等を登録する事業者（＝補助対象事業者には該当しない）は変更することが可能か	計画採択後に宿泊や体験プラン等を登録する事業者（＝補助対象事業者に該当しない）については、一部変更・追加が生じた場合でも、軽微な範囲であれば可能である。
3	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化	申請手続き	事業計画書の申請について1つのデジタルツールに複数の補助対象事業者を紐づけて申請することはできますか？	いいえ、導入するデジタルツールごとに補助対象事業者を1者に限定して申請してください。 ツールと補助対象事業者は、一対一で対応づける必要があります。1つのツールに対して複数の補助対象事業者を紐づけて申請することはできません。
4	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	グランピングや民泊を経営する事業者は計画申請することが可能か。	グランピング施設については、旅館業法上の営業許可を得ている施設であれば、対象となる可能性がある。別途、要件があるので、詳細は公募要領を確認すること。 また、民泊については旅館業法の許認可に該当しないため、補助条件を満たし得ません。詳細は観光庁ホームページを確認すること。
5	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	補助事業を実施できる施設数に制限はあるか。	1事業者（法人・個人）あたり、合計3施設を上限に申請が可能である。複数の施設での申請にあたっては、公募要領>Ⅲ.補助内容(補助額)の記載内容を確認すること。
6	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	宿泊施設の所有者と実質的な営業者が異なる場合、宿泊施設の所有者と実質的な営業者のどちらから申請すればよいか。	宿泊事業者でない者も、当該宿泊施設を所有又は運営する宿泊事業者と運営委託関係又は賃貸借関係等にある場合に限り、補助対象事業者となることが可能である。原則として、補助対象事業者（＝申請主体）は、以下の条件を満たす必要がある。 ・本事業に要する経費を負担し、本事業によって取得する設備等の資産を保有・管理すること またその場合、申請にあたって両者の関係を示す証拠（賃貸借契約書、運営委託契約書等）が必要となるので留意すること。個別に事情がある場合は事務局に問い合わせること。
7	計画申請	②観光産業の収益・生産性向上	審査基準	事業計画の選定方法・選定基準はどのようなものか。	観光庁及び事務局にて事業計画を審査のうえ採択事業者を決定する。選定にあたっては、申請要件を満たしているかを確認した上で、審査を行う。詳細は公募要領を確認すること。
8	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	補助対象経費	汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品の購入費用は補助対象になるか。	テレビ、事務用のパソコン、ディスプレイ、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、Wi-Fi機器等、汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品単体の購入は補助対象外となる。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められる。 なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、採択の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があるため、導入目的に沿って適切に使用・管理すること。

①観光地の販路拡大・マーケティング強化,②観光産業の収益・生産性向上 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
9	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	補助対象経費	Wi-Fi機器を含むネットワーク環境の整備に伴う機器の購入費は補助対象になるか。	Wi-Fi機器を含むネットワーク環境は汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品に該当するため、単体の購入は補助対象外である。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められる。 なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、採択の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があるため、導入目的に沿って適切に使用・管理すること。
10	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	補助対象経費	月額・年額で支払うシステムの使用料や設備のレンタル料等のランニングコストも補助対象経費となるか。	月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（ハードウェアのレンタル・リース料、ソフトウェアのサブスクリプション販売形式、クラウドサービスの利用料等）は、最大2年分の費用が補助対象となる。ただし、前払いが可能で、完了実績報告時までには支払いが完了するものに限る。
11	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	補助対象経費	補助対象経費に記載の月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（ハードウェアのレンタル・リース料、ソフトウェアのサブスクリプション販売形式、クラウドサービスの利用料等）及びその保守について、交付決定日以降の運用開始日を起点として契約期間が3年間のバックとなっている場合、最大2年分は補助対象経費となるか。	記載の月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（ハードウェアのレンタル・リース料、ソフトウェアのサブスクリプション販売形式、クラウドサービスの利用料等）及びその保守であっても、バック等で明確に1年分の費用を判別できない経費については補助対象外となる。
12	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	補助対象経費	中古品の購入は補助対象になるか。	中古品の購入費用は補助対象外である。
13	計画申請	①観光地の販路拡大・マーケティング強化 ②観光産業の収益・生産性向上	事業目的・要件	事業目的において、「採択事業者は事業実施年度及び事業が完了した年度の翌年から最大5年間において、導入したデジタルツール等の活用状況や成果等に係る効果測定及び観光庁・事務局への共有を通じて、目標への達成状況の把握及び改善を図り、」と記載がありますが、具体的にどのような対応が必要となりますか。	【様式1-1】計画申請書にて、計画申請時に記入していただく「6.最終成果」「7.アウトカム」「8.アウトプット」に関して、各事業年度の11月頃に「実績」「実績に係るコメント」を記入の上、観光庁あるいは事務局に提出いただく対応が必要となる。 なお、様式における記入欄は、事業が完了した年度の翌年（R9年度）以降の3年間分を用意しているが、公募要領に記載の通り、事業が完了した年度の翌年から最大5年間の報告義務があるため、R12,13年度についても報告を求める可能性がある点について、予め留意すること。 上記に係る詳細な対応については、採択決定後に観光庁あるいは事務局より案内を行う。